

令和7年度宮若市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 趣旨

本市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 適用範囲

本方針は、市の全ての組織を対象とし、市が発注する物品等の調達について適用する。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

本市において調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のうち物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障がい者就労支援団体等

4 調達する物品等

(1) 物品

事務用品、パン、菓子類、各種記念品 など

(2) 役務

清掃・除草作業、施設管理、仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、資源回収・分別 など

5 調達の推進体制

(1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品、役務等についての情報を収集し、各部署に対し情報提供を行う。

(2) 障がい者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約により契約を締結するものとする。ただし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センター等にも十分に配慮しながら、障がい者就労施設等からの物品等の調達を進めるものとする。

6 障がい者就労施設等が供給する物品等の調達目標

年度の調達目標は、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して前年度の実績額を下回らないことを目標として、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本調達方針は、市ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績は、当該年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

8 担当窓口

この方針に関する窓口は、健康福祉課とする。